

2 県協号外
令和 2 年（2020 年）11 月 13 日

県内 N P O 法人代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」の基準の修正並びに
長野圏域及び北信圏域に「新型コロナウイルス警報」を発出したことに伴う
メッセージの周知について（依頼）

県では、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、適切な対策を行っていくため、独自に
感染警戒レベルを定めています。

令和 2 年 11 月 12 日の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添 1 の
とおり感染警戒レベルを修正しました（以下「新しい基準」といいます。）。

また、直近 1 週間（11 月 5 日～11 月 11 日）の新規感染者数は、長野圏域においては 33
人で人口 10 万人当たり 6.24 人、北信圏域においては 13 人で人口 10 万人当たり 15.81 人
となっており、今後のさらなる感染拡大に警戒が必要であることから、新しい基準に基づ
き、長野圏域及び北信圏域の感染警戒レベルをレベル 3 に引き上げることとし、当該圏域
に「新型コロナウイルス警報」を発出しました。

つきましては、別添について、御承知いただくとともに、引き続き、貴組織における感染防
止対策に万全を期してください。

また、関連する情報は、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

担 当	県民文化部県民協働課協働・N P O 係 保科千丈（課長） 菅沼 淳（担当）
電 話	026-235-7189（直通）
F A X	026-235-7258
E メール	kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和2年11月12日修正
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、県内の感染状況を総合的に勘案し、感染警戒レベルの判断を行う。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

○ 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規感染者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり 2.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者4人以上〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②クラスター、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 5.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者8人以上〕	
4	人口10万人当たり 10.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては感染者16人以上〕	
5	人口10万人当たり 概ね20.0人以上※2 〔人口10万人以下の圏域においては感染者概ね31人以上〕	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)	

※1 濃厚接触者が不特定又はクラスターの発生事例には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

・店舗・施設等での関係者のうち感染者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※2 人口10万人当たり20.0人（感染者31人）を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

3 全県の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 全県のレベルの引上げは、下表2における要件1から要件3までをいずれも満たす場合に行うことを原則とするが、レベル2からレベル4までの引上げについては、要件1の全県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数を重要な指標とする。
- このほか、要件2として下表3に記載の入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、感染経路不明者の割合、圏域ごとのレベル2～レベル4の圏域数等の指標を常にモニタリングし、2週連続で上昇するなど悪化傾向にあるかどうかを確認する。
- レベル5は国の示す感染状況の「ステージⅢ」に相当する段階とし、入院者／受入可能病床数の割合及び重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標として判断する。
- ただし、感染警戒レベルの引上げの基準を満たした場合でも感染者数が一部の圏域に偏っているなど各圏域の状況等から、すべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域のみの引上げとする。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル6とする。(国の示す感染状況のステージⅣに相当)

【表2：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規感染者数	要件2 モニタリング指標の状況※1	要件3 発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断
1	—	—	—
2	人口10万人当たり 1.0人以上	2週連続で上昇するなど悪化	さらに感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 2.5人以上	同上	同上
4	人口10万人当たり 5.0人以上	同上	同上
5	人口10万人当たり 概ね10.0人以上※2	入院者/受入可能病床数の割合及び重症者/受入可能病床数の割合=25% その他の多くの指標が国のステージⅢの指標に該当※3	さらに感染が拡大すれば、病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる
6	(緊急事態宣言)		

※1 新規感染者数のほか、入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、直近1週間の感染経路不明者の割合

※2 人口10万人当たり10.0人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

※3 レベル5は入院者/受入可能病床数の割合及び重症者/受入可能病床数の割合を重要指標として判断する

その他の指標は、人口10万人当たりの療養者数=15人、PCR検査陽性率=10%、直近1週間の感染経路不明者の割合=50%とする

【表 3 : 併せてモニタリングしていく指標】

モニタリング していく指標	国のステージの 区分・指標 上段：ステージⅢ 下段：ステージⅣ
入院者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
	最大確保病床の 1/2 以上
重症者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上
	最大確保病床の 1/2 以上
人口 10 万人当たりの療養者数	15 人以上
	25 人以上
PCR検査陽性率※	10%
	10%
直近 1 週間の感染経路不明者の割合	50%
	50%

※陽性率＝陽性判明数の移動平均(過去 7 日間) / (陽性判明数＋陰性判明数)の移動平均(過去 7 日間)

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 圏域の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規感染者数が基準を下回っており、③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

(2) 全県の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから 14 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規感染者数が基準を下回っており、③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、④かつ当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討

感染警戒レベルの基準の修正について

令和2年11月12日
新型コロナウイルス感染症対策室

○修正のポイント

① **圏域の基準に「直近1週間の新規感染者数」を追加**

圏域の感染警戒レベルを判断するための基準に、感染リスクの高い事例の発生以外に、直近1週間の新規感染者数をレベルごとに設定します。

② **全県の基準の「直近1週間の新規感染者数」の目安を変更**

第2波の状況や入院措置の見直しにより、医療提供体制への負荷が一定程度軽減されていることを踏まえ、適切な数値に変更します。

レベル	圏域の基準	全県の基準
1	—	—
2	人口10万人当たり2.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者4人以上	人口10万人当たり1.0人以上
3	人口10万人当たり5.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者8人以上	人口10万人当たり2.5人以上
4	人口10万人当たり10.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者16人以上	人口10万人当たり5.0人以上
5	人口10万人当たり概ね20.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者概ね31人以上	人口10万人当たり概ね10.0人以上

○修正の理由

- ・ 第2波の状況（重症者が少ない）や、入院措置の見直しに伴い、感染者のうち、宿泊療養・自宅療養に移行する者の割合が増えたこと等により、医療提供体制への負荷が軽減されたこと
- ・ 医療提供・検査体制が充実したため、一定程度感染者が増加した場合も受け入れることができる状況になっていること
- ・ 第2波では、特定圏域での感染が顕著に拡大するケースが主であり、圏域の基準を整備する必要があること
- ・ 感染防止対策と社会経済活動との両立のため、より実態に即した感染防止対策を行う必要があること

○適用日

令和2年11月12日（木）から

長野圏域及び北信圏域に「新型コロナウイルス警報」を発出します

令和2年11月12日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染者が相次いで確認されており、今後の感染状況に注意が必要のため、11月4日に松本圏域、11月8日に長野圏域、11月9日に北信圏域の感染警戒レベルをレベル2に引き上げ、「新型コロナウイルス注意報」を発出したところです。

長野圏域においては直近1週間（11月5日～11月11日）の新規感染者数が33人、人口10万人当たり6.24人、北信圏域においては同期間の新規感染者数が13人、人口10万人当たり15.81人となっており、今後のさらなる感染拡大に警戒が必要であることから、長野圏域及び北信圏域の感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出します。

なお、レベル3は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。そのため、過度に活動自粛を求めるのではなく、県としての感染症対策を強化することにより対応してまいります。

2 長野圏域及び北信圏域における県の対策の強化

長野圏域及び北信圏域における感染の拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。住民、事業者の皆様は、対策の実施にご協力いただくようお願いいたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① クラスター対策チームを派遣し、クラスターの発生を予防します② 積極的な検査を実施します③ 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力に働きかけます④ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します |
|---|

① クラスター対策チームを派遣し、クラスターの発生を予防します

感染が発生した施設等へ医師をリーダーとするクラスター対策チーム（CCT-Nagano）を必要に応じて速やかに派遣し、感染の封じ込めを図ります。

② 積極的な検査を実施します

疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。

③ 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強力に働きかけます

新型コロナウイルス感染症対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行います。

④ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動について、住民の皆様がいきわたるように、市町村と連携して発信を強化します。

3 感染拡大防止のお願い （別紙）

感染拡大防止のお願い

- ① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
 - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
 - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ② 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 事業所での対策の徹底をお願いします
 - ・休憩時間など居場所の切り替わりによる気の緩みや環境変化にご注意ください
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

② 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外の感染者が多い地域との往来によって感染が生じ、それが家庭等において広がった事例がみられます。

感染者が多数発生している地域との往来に当たっては、業種別ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等、クラスター発生のおそれのある場所への訪問を控えるなど、慎重な行動をお願いします。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関内における感染防止のため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得などを一層徹底いただくようお願いします。

また、特に仕事で休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされています。休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めてください。

さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、お客さまの氏名及び連絡先の把握、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）に努めてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別が後を絶ちません。人の心を深く傷つけるこうした行為は、人として決して許されるものではありません。誹謗中傷を恐れるあまりに受診をためらうことは、更なる感染の拡大を引き起こしかねません。必要以上に自粛してしまうことは、地域経済の停滞をより深刻なものにします。私たちが闘うべき相手は「ウイルス」です。

「思いやり」と「支えあい」の心で県民一丸となって新型コロナウイルスを乗り越え、誹謗中傷のない社会、健やかな暮らしと活気ある地域経済の実現に取り組んでいきましょう。